

第二十四回国会
衆議院
議院運営委員會議録第五十六号

昭和三十一年五月二十九日(火曜日)

午後零時九分開議

出席委員

委員長 椎熊 三郎君

理事 園田 直君 理事長 谷川四郎君

理事 福永 健司君 理事 松岡 松平君

理事 井上 良二君 理事 野原 覺君

理事 荻野 豊平君 薩摩 雄次君

田中伊三次君 坊 秀男君

三田村武夫君 山本 正一君

栗原 俊夫君 小牧 次生君

八木 昇君 山本 幸一君

小山 亮君

委員外の出席者

議長 益谷 秀次君

副議長 杉山元治郎君

事務総長 鈴木 隆夫君

五月二十八日

委員吉田重延君辞任につき、その補欠として濱地文平君が議長の名指で委員に選任された。

五月二十九日

委員濱地文平君、山中貞則君及び岡田春夫君辞任につき、その補欠として三田村武夫君、田中伊三次君及び小山亮君が議長の名指で委員に選任された。

五月二十八日

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一〇号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一〇号)

回付案の取扱ひの件

本日の本会議の議事等に関する件

○推熊委員長 これより運営委員会を開会いたします。

お手元に協議事項を配付してござい

ますが、そのうち人事承認の件は、い

ろいろ議論の分れておる点もあります

ので、本日は一、二、三、全部留保し

ておきます。明日の運営委員会には官房

長官などを招致して、いろいろ質疑を

行うことにいたしまして、きょうは留

保いたします。

○推熊委員長 次に、参議院回付案の取扱ひでございます。繊維工業設備臨時措置法案、これは本院において参議院修正を全会一致でのもうというこ

とで、本日これを扱うことにいたしま

す。

○推熊委員長 次に、決議案の取扱ひでございます。国会の秩序保持に関する決議案、自由民主党提出、綱紀肅正要望決議案、社会党提出、いずれも本

日はこれを留保いたします。

○推熊委員長 次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、これは議員秘書

に関するもので、昨二十八日、参議院

提出の国会議員の歳費、旅費及び手

当等に関する法律の一部を改正する法律

案が当委員会に付託になりましたの

で、この際本案を議題として審議を進

めます。

提出の国会議員の歳費、旅費及び手

当等に関する法律の一部を改正する法律

案が当委員会に付託になりましたの

で、この際本案を議題として審議を進

めます。

○推熊委員長 御異議なしと認めま

す。よって、本案は原案の通り可決す

べきものと議決するに御異議ありませ

んか。

○推熊委員長 御異議なしと認めま

す。よって、本案は原案の通り可決す

べきものと議決するに御異議ありませ

んか。

○推熊委員長 御異議なしと認めま

す。よって、本案は原案の通り可決す

べきものと議決するに御異議ありませ

んか。

○推熊委員長 御異議なしと認めま

す。よって、本案は原案の通り可決す

べきものと議決するに御異議ありませ

んか。

○推熊委員長 御異議なしと認めま

す。よって、本案は原案の通り可決す

べきものと議決するに御異議ありませ

んか。

○推熊委員長 御異議なしと認めま

す。よって、本案は原案の通り可決す

べきものと議決するに御異議ありませ

んか。

○推熊委員長 御異議なしと認めま

す。よって、本案は原案の通り可決す

べきものと議決するに御異議ありませ

んか。

○推熊委員長 御異議なしと認めま

す。よって、本案は原案の通り可決す

べきものと議決するに御異議ありませ

んか。

○推熊委員長 御異議なしと認めま

す。よって、本案は原案の通り可決す

第一類第十五号 議院運営委員會議録第五十六号 昭和三十一年五月二十九日

われわれ非常に遺憾に思いますので、議運といたしましては、さようなおかしな取扱いというものはあり得ない。少くとも、あした本件の予算関係に關連して予算委員会が開かれるのですから、予算委員会が本件に対する質問が終了後、本会議でこれを議決するということ、私は当然の措置だ、運営のやり方としては、私はこのように考えます。

○推熊委員長 私承わっておるところにより、予算委員会では、この会期が延長にならない前から、予算の審議は終つたけれども、国政審議でいろいろの問題をやらなければならぬから、予算委員会を開けという強い要求があったということです。そこで、会期の延長前は困る、延長になった場合には、日比問題等が上つて参りました場合には、その際予算委員会を開く、とにかく単に日比問題だけではなしに、国政全般に対する関連事項として、予算委員会を当然開く、そういうことで、予算委員会の理事会は了承済みであった。従つて日比賠償協定の批准が本会議で議決されるといふにかかわらず、これが本院の問題になつたときは、予算委員会を開かざるを得ないような状況にあつたさうです。一昨々日来、土曜日以来、この問題で自由民主党と社会党といふ折衝があり、また結果、フィリピンとの協定の問題は外務委員会の当然担当する案件でございます。予算委員会と合同審査しなければならぬ問題ではない。切り離してこれはやりませうけれども、約束があるから、これを上程するときに、おいては、予算委員会を開くということ、妥結したのだということを聞いてお

りました。それで、本日も予算委員会の理事の川崎君がわざわざ来られて、このことの報告がありました。ただいまの井上委員のお説もごもっともでございますが、いきさつから考えると、明日予算委員会が開かれるということ、必ずしも理不尽なことをやっているとも思われぬし、委員会自体がやることを、運営委員会がどうこうということも、どうかと思ひますから、これは委員会におまかせ願つたらどうかと思ひます。

○井上委員 私、この問題について、あなたの方の国会対策の方といふいろいろ折衝いたしておたのでありますが、最終決定の場合、私、所用がありまして、最後の妥結のときにはおりませんでした。外務委員会では日比賠償問題の審議の過程において、本賠償協定の批准が国会で承認され、当然政府は、自動的にその協定に基いて、二カ月以内に支払い計画を立てなければならぬことになっておる、そして第一回支払い、おそくとも十一月ころには開始されるということであり、そのううこと、事、外国に対する賠償を支払う問題でございますから、これは予算に關係してくる問題であり、将来支払い計画を、どう一体政府は具体的に扱おうとするかという問題は、当然予算委員会でも十分審議すべきであるというところ、われわれは主張いたしまして、そこで日比賠償と日ソ漁業交渉を中心にして、それでは一日予算委員会を開こうということで、両党の意見が一致したものであります。そうしましたところ、自民党の方からは、予算委員会を開くことは了承するが、日比賠償の委員会の採決と本会議

上程を本日やってくれ、それが条件だ、こういう難題をふっかけてきたのであります。これは実に議會運営の上から言へば、おかしな話でありまして、わざわざ明日日本案に關係して予算委員会を開くのであつて、予算委員会の結論を得ないのに、すでに案件それ自身が本会議で採決されてしまつておるということになりましてならば、予算委員会はこの問題について質問をしてみたところで、本案はすでに採決済みの問題でございますから、何の意義もない。さうな議事の運営のあり方といふものは、あるべきものではありませんが、だから、少くともわれわれ国会の正常な議事運営をやつていこうとするこの議運といたしましては、少くとも与党側としては、一日も早く重要法案を議決してもらいたいのには当然でございますけれども、事、今後十年、二十年という長い国民の負担になる問題であつて、十分国民をして納得せしめる審議を国会が行ふことは、当然の義務でございますから、一日くらいこの本会議の上程がおくれたからというて、決して成立できないという問題ではありせん。すでに委員会は採決を終つておる問題でもありますから、予算委員会が明日この問題を中心にして開くことがきまつております以上は、本日上程を見合して、明日本会議においてこれを採決するといふやり方に私は変更をしていただきたい。特にお願いいたします。

○推熊委員長 ちょっとお待ち下さい。それは井上さん個人の見解ですか。両党間でそういうふうに取りきめた以上、どうでしょうか、個々にはいろいろ御意見もございましょうが……。

○福永(健)委員 井上さんのお説も傾聴すべきものであると私は存じます。この協定自体をどうするかということについては、まさしく外務委員会が検討し、結論を出してあげればよろしいと思ひます。これと關連して、賠償の義務について予算の問題があるというわけではございませうが、すでに会期も余すところわずかです、国際信義の上から申しまして、できるだけすみやかに参議院での審議を進めたい、こう考えます。さらに、この賠償義務そのものは批准後に生ずるものであるし、また政府においてこの協定が批准されて賠償を実施するについては、それぞれ確信を持つて臨んでおり、予算委員会において、この批准が行われ、しからば、これをどうするかということを中心にして御検討を願ふということ、私はさして矛盾もなからうと思ひます。それは井上さんのおっしゃる通りに、事前であれば、さらにいいということはおかれますが、さりとて、あとになつたから、全然無意味ということでもなからうと思ひます。そういうような経過にかんがみて、予算委員会での御審議を願つても、十分意味があるかと思ひます。かような意味で、本日ぜひお約束通り、日比賠償協定を本会議に上程することをお願いしたいと思ひます。

○野原委員 これは福永さんにお似いにならぬ御発言で、日比賠償というのは、結局この協定の内容がやはり問題ですから、この批准承認を国会が与えるという場合に、この八億ドルと出されておる賠償をどうするか、この支払

いはどうするのだということで、単なる抽象的な問題なら、だれも反対はない。当然日本が負わなくちゃならぬことです。ただ内容の問題があるので、その内容等は予算委員会でもつと掘り下げて討議をしていただかなければならぬのじゃないか。多数ですから、あしたは予算委員会が政府与党は、おそらく社会党が質問しても、どうこうなしに、あすの本会議には上程できる。これはあすの本会議の上程を私どもは確約します。ただ筋だけは通していただかないと、何のために予算委員会があるのかということにもなるのです。議會運営上問題があるというものは、そのところですから、これは一つ御再考願ひませんか。

○福永(健)委員 先ほど申し上げたやうなわけで、協定それ自体を認めるか認めないかということについては、外務委員会が御検討を御熱心になされたのであります。予算委員会としては、そういうことになれば、しからば予算的にはどうするかということの御検討を願ふことでもありますから、そういう意味において、ぜひ本日本約東通上程するということをお承知いただきたいと思ひます。

○山本(幸)委員 井上さんの発言は、よいのだというのをあなたに言われた。あなたの言われた理由より、さらにいいのだということを言われた。これはちゃんと速記に載つておる。あなたの言うように、党と党とで話をしたことは事実で、いろんな情勢を勘案してやつたわけですが、われわれ議運としては、やはり世間に見られても筋の通る方法でやつた方がいいと思ひます。しかも、これはあなたの方の御心

配のように、あすになったから流れるとか、国際上の信用を失墜するということなどではない。あすになったから、どうということはないのだから、議運としては国会の緩衝地帯として、こういうときこそ、議運のきぜんたる態度を見せなければならぬ。なるほど議運はりっぱにやっておるというところを見せた方がいいと思うのです。

○福永(健)委員 山本さんのせっかくの御発言ですが、両党間でどうしても話し合いがつかないというときには、お話のように緩衝地帯のような役割をとるということも必要でございいます。しかし、せっかく話がついておるような事態でございいますので、さらに、それをどうこうするということもこの際いかがかとも思いますので、まげて御承知をお願いしたいと思います。

○井上委員 私、問題が国内的な関係の問題でございしますなら、それはお互いいろいろ話し合いをしてもいい問題ですが、やはりこれは国際的な関係がある問題で、しかも、今後これは十年、二十年という長年月にわたって国民の負担になる問題でございします。なお、この案件がどうきまるかという問題は、インドネシアの賠償問題や、さきにきまりましたビルマとの賠償問題にも関係してくる問題でございしますから、相当この案件については、国会においては慎重な審議が進められておるということ、内外ともに私は示すことが必要であらうと思います。そういう意味合いから、私もわざわざ、案件が予算に関係をいたします問題でございしますから、予算委員会の開会を要求し、予算委員会がまたこの問題を中心にして開こうということにき

まっております以上、何も半日やそこら急いで早く上げたからというて、案件それ自体がつぶれる問題でもありませんから、ぜひ一つ正規なやり方で、筋道を立てていただきませんと、今後これは悪例になって参ります。われわれ議運におる者といたしましては、そういうやり方が妥当なやり方である、こう考えております。ただ、あなたの方は多数を持っておりますし、予算委員長を持っております関係もあって、きょうこれを上げなければ、あした予算委員会は開かない、こういう無理難題をふっかけてきて、どちらをとるんじやという、せっぱ詰まった脅迫的な態度をされることは、もつてのほかであって、少くともかような重要法案は、もつと私は慎重に態度をきめてもらいたい、こう思っております。これは以上私は申し上げませんが、案件自身が非常に重要であるだけに、本日本会議でこれを採決して、あとで予算委員会でもう一度議論をしましうとも、それは一切空白な議論になつてしまふということ、私もはおそれるわけ

です。

○福永(健)委員 井上さんの言われたような趣旨において、外務委員会では御検討を十分とまではあるいはいかないかもしれませんけれども、非常に御熱心に御検討をいただいておるのであります。さらに予算委員会でもということについては、先ほど私が申し上げましたように、予算委員会は予算委員会の立場での御検討でございまして、これはまた、予算委員会は予算委員会としての意義があるわけにございしますから、先ほどの私の申し上げたことで明らかな通り、必ずしもこ

の案件が委員会を通じて本会議にいくという必要の経路とは、全然同じものではないと思ひます。外務委員会から本会議へという一つのコースは、これでいいのであります。予算委員会はこれと関連して御検討願うということでありまして、今や批准をされるというやうな情勢にあるとするならば、いかにあるべきかという角度から十分御検討を願って、けっこうだと思ひます。かような意味で、外務委員会から本会議へというコースは狂つてはおりませんので、そういうことか

だきたいと思ひます。

○山本(幸)委員 私ども、さっき言つたように、党と党の約束があることも知つておりますから、それを破つてもいいかと言われれば、破つてもいいとは言えないのであります。しかし、それが開いても、予算委員会を開いてやつた方がいいのだから、こういうことをうまく処理するのが、委員長の手腕です。委員長は良識のある人で、議會運営の權威なんですから……。

次に、もう一つ緊急上程の問題でございします。商工委員会から、日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案、それからもう一つは、機械工業振興臨時措置法案、この二つ。それから、先ほど全会一致だという報告に接しておりましたが、地方行政委員会の市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案は、社会党が反対です。従つて起立採決にいたします。

そこで本日のきまりました順序について、事務局長からお話を願ひます。

○鈴木事務局長 まず最初に、河野国務大臣の発言がございします。それに対して、ただいまのところ穂積さんと岡田さんから、それぞれ質疑の申し出があります。ただし自民党の方も留保されておまして、いずれ申し込まれることかと思ひます。その次に回付案を上程いたします。次に、第三に日比賠償の問題を特別に取り上げまして、それから日程に入りまして、日程が終了したとき緊急上程、これは第一に地方行政委員会、第二に商工委員会、第三に、ただいま議運で審議が終了いたしました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正法律案でございします。

○推熊委員長 本日の本会議は、ただいまお開きの通りでございします。

○野原委員 日比賠償は記名採決をお願いいたします。

○推熊委員長 日比賠償の採決は記名採決、その他は全部起立。

そこで本日の本会議は、いろいろ報道関係の願ひ出等もありますし、テレビジョンの関係等もありますので、定刻一時に予告振鈴、一時十分に本振鈴を鳴らします。そうして実質的に河野

さんの発言に入るのは、おそらく一時十五分、そういう予定で御協力をお願いいたします。

○鈴木事務局長 ただいま緊急上程の、地方行政委員会の方は、委員部の方から連絡がございまして、きょうは緊急上程ができないかもしれないということにございします。

○推熊委員長 本日はこれをもって散会いたします。

午後零時三十七分散会

〔参照〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

昭和三十一年六月一日印刷

昭和三十一年六月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局